

# 第4回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年4月28日（水） 午後1時30分

場 所 神崎町ケーブルテレビ局舎

神崎町・大河内町合併協議会

## 神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

大河内町選出

区分		氏名	適用	出欠	区分		氏名	適用	出欠
1号委員		足立 理秋	町長	出	1号委員		上野 英一	町長	出
2号委員 3名		多田 昌	議員	出	2号委員 3名		小寺 義裕	議員	出
		中塚 義之	〃	出			立石 富章	〃	出
		奥野 恒夫	〃	出			高内 直喜	〃	出
3号委員 10名		高橋 勝洋	学識経験者	出	3号委員 10名		岩本 精介	学識経験者	出
		竹國 洋子	〃	出			正城眞佐子	〃	出
		中山祐美子	〃	出			上垣 博	〃	出
		井上 秀男	〃	出			藤原 昇	〃	欠
		廣納 正	〃	出			松山 陽子	〃	出
		足立 高正	〃	出			藤原 安晴	〃	出
		堀口 勝久	〃	出			日和 貞憲	〃	出
		尾上 徳美	〃	出			生田 良昭	〃	出
		藤原 鉄也	〃	出			藤原 博一	〃	出
		松原 博興	〃	出			立岩三代子	〃	出

8条委員		前川 清寿	県会議員	出
		岡本 坦	中播磨県民局長	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会		
開催日時	平成16年 4月28日(水) 開会 13時30分 閉会 15時38分		
開催場所	神崎町ケーブルテレビ局舎		
議長氏名	小寺義裕		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり		
会議事項	1 報告		2 会議結果
	報告第16号	神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について	承認
	報告第17号	平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出予算について	承認
	報告第18号	第1回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告について	承認
	報告第19号	第2回新町建設計画小委員会の開催報告について	承認
	報告第20号	平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出補正予算(第1号)について	承認
2 協議			
協議第11号	電算システムの取り扱いについて	承認	
会議の経過	別添のとおり		
会議資料	別添資料あり		
会 議 録 の 確 定			
確定年月日		署名押印	
平成16年 4月28日		署名委員 井 上 秀 男 印 岩 本 精 介 印	

会 議 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
内藤（事務局長）	<p>それでは、皆さんこんにちは。</p> <p>第4回の神崎町・大河内町合併協議会をご案内申し上げましたところ、委員の皆様方につきましては、ご多忙の中をお繰り合わせご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>なお、足立会長が公務出張のため少し遅れるという連絡を受けておりますので、今回は副会長でございます上野大河内町町長さんからごあいさつをいただきます。</p>
上野（副会長）	<p>新緑の緑が映える好季節になってまいりました。また、田植えの準備も始まり何かとお忙しい中、第4回合併協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>第4回協議会を迎える中、新町名称・庁舎等検討小委員会、また新町建設小委員会は2回開催され、合併の核心に触れる議論となってまいりました。同時に、姫路市・香寺町・安富町の1市2町の法定合併協議会も4月に設置され、本格議論となっており、広域行政事務組合問題が我々の合併問題の議論に大きな影響を与えようといっております。</p> <p>先日4月20日に、中播消防署で、正副管理者・助役・消防署長・事務局長会議が行われました。中播消防の管理者は、橋本香寺町長が辞任され尾崎市川町長に管理者がかわりました。当初、橋本香寺町町長は、姫路市と合併しても消防の枠組みは当分現在の形でやらざるを得ないというふうに言われていました。また、残りの神崎郡4町長もそのようにお願いしたいというふうに申し上げておりました。しかし、先日は、8月には合併協定を結びたいので、広域事務組合の扱いを6月までに結論を見たい。香寺町としては、姫路市への編入合併であるので、姫路市がどのような方向を出すか、それに従わざるを得ない。そういうふうにおっしゃっておりました。</p> <p>現在、姫路市の意向は、消防は姫路市消防としたい、衛生施設については現姫路市の能力は十分香寺町分を受け入れてもあるが、地元の搬入受け入れの問題もあるので、中播の施設を利用したい、農業共済についてはどのようにさせていただいたらよろしいでしょうかというような内容で、それぞれ言い分だけを聞いていますと、いいところ取りのような感じがいたします。経費が一番かかるのは、当然職員あるいは財産を所有をしております消防の問題です。また、農業共済については、国等の補助金がかかなり多く町負担は少額であります。香寺町サイドからいえば、消防施設も現在船津・豊富・山田地区は人口1万5,000人で、出張所があります。ですから、人口2万人の香寺町</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>内藤（事務局長）</p> <p>前川委員</p>	<p>にも出張所の設置ができ、住民からいえば現在よりもサービスが向上するし、姫路市からいえば香寺町が現在中播消防事務組合に支払っている負担金が大幅に削減できる中身ですから、行政効率からいえばそうなるというふうに言えます。しかし、夢前町長も6月には1市1町の法定協議会の設置をと言われておりますが、夢前、香寺が姫路市と合併をすれば、現在9万人規模での中播消防事務組合の中の4万人が抜けることになり、事務組合そのものの運営が困難になるというふうに思います。何とか現在の枠組みでのお願いを姫路市長、香寺・夢前町長にしていかなければなりません、非常にシビアな問題であります。展開の仕方いかんによれば、神崎郡が姫路市に吸収合併というようにすることも心配をするようなことになると思います。</p> <p>また、市町村合併3法案が昨日27日衆議院で可決をされましたが、全国的な流れも見据えながら、合併の是非あるいは時期を見きわめる必要があると考えます。</p> <p>本日の協議事項として、電算システムの取り扱いがありますが、これも非常に経費のかかる問題ですし、2町異なるシステムですので、どのシステムにしていくかということも非常に難しい問題ですが、よろしく願いをして開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、顧問の前川先生、ご多忙中駆けつけていただいておりますので、ごあいさつをいただきます。</p> <p>どうも委員さん、こんにちは。ご紹介をいただきました前川でございます。今日は、第4回の神崎町・大河内町の合併協議会、これに全員の皆さん方ご出席のもとに開催されますことを心からお祝いを申し上げますとともに感謝申し上げたいと思います。</p> <p>さて、この兵庫県内でも合併に向かって、平成の大合併に向かって大きなうねりが押し寄せているところでございます。私は、かねてから申し上げておりますように、神崎郡は一つなんだという形の将来に向けての合併が本当は一番いいんじゃないかと、そのように思っておりますが、香寺が姫路市と合併する方向で進んでおるわけでありまして。それは、それぞれの町のまた地区の皆さん方のそういう意見を反映して、小異を捨てて大同についていくというそれぞれの住民の選択であろう、私はそのように思うところであります。県下見ましても、養父町がいち早く何とか合併に向けて進み、そしてこの4月1日から合併をしたわけでありまして、兵庫県内淡路からまた但</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>馬にいたしましても、非常にこの問題は皆さん方ご承知のとおり難しい問題をいっぱい抱えております。特に、佐用郡の合併などを見ますと、合併協議会できたりつぶれたり、できたりつぶれたりして非常に大変な状態であります。</p> <p>しかし、この合併の一番大きな目的は、ただ単に財政が緊迫したから合併するんだと、そういう財政面だけでの合併を求めるべきではない。私たちのこのふるさとが合併することによってより住民サービスができ、そして強固な基盤の上でいかに私たちの生活基盤をしっかりと作り上げていくかということが大きな前提であります。ややもすれば、財政的なものが前面に出ているわけでありますけれども、今申し上げましたように、合併することによって本当によかったんだな、これは30年、50年先のこの地域のあり方をやはり見据えていく、その必要があろうと思います。</p> <p>このたび、神崎郡におきましても、このように大河内・神崎の合併協がこのようにして設立をされたわけであります。私はかねてから、県会に席を置かせていただいてからずっと兵庫中山間部ロマンチック街道を作ろうじゃないか。このすばらしい砥峰、峰山、そしてそれから千ヶ峰に至るこのような自然豊かなふるさとの中で、本当に人間が住んでよかったんだ、心地よかったんだという、そういうふるさと、つくらなければいけないんじゃないか。神戸だ、尼崎だ、西宮、どんどんどんどん人口が増えることによって、どっか人間疎外がより進んでるんじゃないか。しかし、私たちのこのふるさとはすばらしい悠久の歴史の中にはぐくまれた人間関係、地域づくりが、特に神崎郡でも大河内、神崎に私はその思いをはせているところでございます。</p> <p>さて、そういう中で、この大河内・神崎の合併にいたしましても、非常に難しい問題がたくさんあろうと思います。お互いの利益をむき出しにして、そしてこれは損だ、これがあれだというそれぞれのエゴを持ち出して、そしてこの合併を進めていこうとすると、私は無理があろう。小異を捨てて大同につくんだと。お互いに譲り合いながら許せるところは許す。そして、プラスしていくところはプラスするという、そういう大きな気持ちで是非とも私は合併をなし遂げていただきたい。そして、将来に向かって、この市川だとかまた福崎を含めたその地域の中でしっかりとふるさとづくりをなし遂げていただかなければいけない、そのように思っております。大きくなればそれでいいというものでは私はないと思うんです。</p> <p>昨年ですか、昨年私は仙台市に行きました。仙台市からずっと、と</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>           にかくこの播但線のような電車に乗って1時間、ちょうどこの大河内までぐらい入るんですよ。ところで、本当に人家の少ない山の中を越しながら行ったところが仙台市。え、これ、ここも仙台市ですかって言って私は驚いたわけでありまして。そして、そこの人に聞きますと、仙台市です。何も変わりません。ただ、いろんなことが、手続等いろんなことが不便になっただけです。確かに出張所とかそういうことはあるけれども、重立ったことはまた仙台市まで行かなければならんと言って話をしておられた地元の方の憂うつな顔が非常に印象的でありました。         </p> <p>           どうか私は、兵庫県の方も神崎と大河内の合併小さいじゃないかと、なぜ神崎郡一つになる、または福崎、市川を含んだ合併に進めないのかという、そういう意見も県の方から聞きました。しかし、私はいやそうじゃないんだと。小さくてもいい。その神崎と大河内が合併することによって神崎郡の合併の先陣を期するんだ。そのことで今地域の方々が真剣に協議されておりますから、しっかりと見守っていただきたいと、そのように県にも申し上げているところでございます。それぞれ非常に難しい問題が今から本当に出てこようかと思えますけれども、小異を捨てて大同についていただきたい。お互いに譲り合うものは譲り合うと、そういう中でお互いしっかりと協議をいただきまして、成就できることをご期待申し上げて、ちょっと長くなりましたけれども、私からのお願いとごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。         </p> <p>           どうもありがとうございました。         </p> <p>           本日の会議につきましては、藤原昇委員さんから欠席の報告をお受けしておりますので、ご報告を申し上げます。         </p> <p>           それでは議長、進行をよろしく願いいたします。         </p> <p>           それでは、早速ですが、本日の議事に入りたいと思います。         </p> <p>           本日の出席は28名中27名でありまして、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。         </p> <p>           なお、中播磨県民局長の馬場局長さんがこの4月1日付をもって異動されまして、新しく岡本県民局長さんがご就任をされておりますので、名簿の方の神崎町・大河内町合併協議会の委員名簿の中で8条委員というのがあるんですね。県民局長さんに就任をしていただいておりますものなんですが、馬場県民局長さんのかわりに岡本県民局長さんにかわっていただいておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。         </p>
内藤（事務局長）	
小寺（議長）	

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	<p>それでは、ただいまから第4回神崎町・大河内町合併協議会を開会します。</p> <p>なお、会議録署名委員に、会議運営規程第4条第2項によりまして、井上秀男委員、岩本精介委員をそれぞれご指名申し上げまして、議事に入りたいと思います。</p> <p>それでは、まず初めに報告第16号の神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>浅田次長、お願いします。</p> <p>ご説明申し上げます。</p> <p>資料を1枚めくっていただきまして、報告第16号でございます。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書についてということでございます。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について報告する。平成16年4月28日報告。神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書を取り交わしたので、別紙のとおり報告するという内容でございます。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、2ページの方に内容を掲載させていただいております。先ほど小寺議長の方からお話がございましたように、本年4月1日付で中播磨県民局長様が交代になりましたので、当協議会の顧問として県民局長さんになっていただいておりますので、交代の協議書を出していただいております。朗読をさせていただきます。</p> <p>神崎町・大河内町は、平成16年2月3日に締結した神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を次のとおり変更する。別表5（第4条関係）中、「顧問、馬場英司（兵庫県中播磨県民局長）」を「顧問、岡本坦（兵庫県中播磨県民局長）」に変更する。</p> <p>この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。平成16年4月1日。神崎郡神崎町中村119番地の1、神崎町長足立理秋、神崎郡大河内町寺前64番地、大河内町長上野英一ということで、4月1日付で中播磨県民局長様がかわれまして、当協議会の顧問という形で変更をお願いしたいということでございます。</p> <p>以上です。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、この報告の件につきましては、岡本中播磨県民局長さんが前の馬場局長さんにかわりご就任をされましたので、協議書の一部を変更したものでございますので、ひとつよろしく願いいたします。</p> <p>なお、本日岡本中播磨県民局長さんがご出席をいただいておりますので、ただいまよりごあいさつを受けたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
岡本委員	<p>失礼します。この4月から中播磨県民局長を仰せつかりました岡本でございます。前任者同様よろしくお願い申し上げます。</p> <p>この合併協議会、本日で第4回目ということでございますが、協議会の各委員の方々、そして多くの関係の皆様方におかれましては、両町始まって以来の大事業でございます合併ということにつきまして、鋭意熱心に協議を重ねられご尽力をいただいておりますのでございまして、深く敬意を表する次第でございます。県といたしましても、新市建設という方向で進んでいくなれば、いろいろ設けられております支援策、そういったものを有効に活用しながらできる限りの応援をしていきたいというふうに考えておりますのでございます。今後どうか協議が実り多いものになりまして、新しい立派な町になると、そういうふうにつながっていくことを心からお祈り申し上げまして、簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告第17号の平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出予算について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>浅田次長、お願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>皆様方の資料3ページの方でございます。</p> <p>報告第17号平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出予算について。</p> <p>平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出予算について報告する。平成16年4月28日報告。神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>皆様方の方には、本日資料で右肩隅の方に「資料1」という形で平成16年度の歳入歳出予算書を添付をさせていただいております。別添の資料ということでごらんいただきたいと思っております。</p> <p>資料1の1枚をおめくりいただきまして、去る3月20日の第3回</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>の協議会で各委員の皆様方には概要等をご報告申し上げたところでございますけれども、両町がまだ議会の審議中ということで、新年度の予算が確定をしていないというふうなこともございましたので、3月31日付で両町長、協議会の会長名で専決という予算行為をさせていただきまして、本日報告をさせていただいております。</p> <p>なお、神崎・大河内両町の議会におきましては、後ほどご説明申し上げます負担金について、議会の方で承認をいただいておりますという状況でございます。</p> <p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>平成16年度神崎町・大河内町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,330万円と定める。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。</p> <p>一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。</p> <p>歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した経費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ということで、平成16年3月31日専決、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋ということでございます。</p> <p>なお、この専決という言葉は、各委員の皆様方にはなじみの薄い言葉になるんですけれども、地方公共団体の方でいわゆる議会の承認というものが予算など最低必要なんですけれども、そういう議会を開く間がないとかいろんな事情により長によって専決をするということが法律で定められておりますので、その行為をとり本日報告をさせていただいておりますという状況でございます。</p> <p>それでは、資料の詳細を説明させていただきます。</p> <p>4ページの方を見ていただきたいと思います。</p> <p>こちらの方に、まず歳入ということで分担金及び負担金、本年度予算額3,329万6,000円、前年度予算額472万8,000円、比較2,856万8,000円の増でございます。</p> <p>この負担金につきましては、右側の説明に記載しておりますように、神崎・大河内均等でございます、1,664万8,000円ず</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>つ負担をするという経費でございます。</p> <p>なお、これにつきましては、両町において議会で承認をいただいておりますけれども、この1,664万8,000円の神崎町・大河内町それぞれが持つ財源の中身といたしましては、まず1つ目に国からの特別交付税というものが500万円入っております。それから、合併に係る推進の準備補助金ということで500万円、そして県の方から合併の支援というようなことで、自治振興事業の補助金250万円ございまして、この1,664万8,000円、両町の一般会計の方で歳出の予算を負担金という形で組まれておりますけれども、その中の財源といたしまして、1,250万円は何らかの形で措置をされておりますということでございます。そのあたりをひとつ頭に置いておいていただければというふうに思います。</p> <p>そして、2款の方では繰越金ということで2,000円の科目設定をさせていただいております。2,000円という金額を上げさせていただいております。</p> <p>3の諸収入では、預金利子、雑入ということで1,000円ずつの科目設定ということで、歳入3,330万円でございます。</p> <p>続きまして、5ページ以降歳出についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、1点目の総務費ということで、総務管理費、目を2つに分けております。会議費と事務局費ということで合計2,224万9,000円の予算でございます。</p> <p>まず、会議費の方でございます。こちらの方は本日の協議会、また既に始まっております小委員会の経費、こういった会議の経費を中心に予算を組ませていただいております。</p> <p>まず、1の報酬といたしまして790万5,000円、これは協議会委員さん、小委員会の委員さん、監査委員さんの報酬経費でございます。9節旅費ということで204万8,000円、これは協議会の委員さん、小委員会の委員さん、監査委員さんの費用弁償の経費でございます。それから、11節の需用費50万円ということで、消耗品、食糧費、印刷製本という形で会議等に要します経費を組ませていただいております。13節委託料ということで300万円、これは協議会並びに小委員会、会議の会議録を作成する経費といたしまして、予算措置をさせていただいております。</p> <p>なお、会議録の議事録につきましては、株式会社ぎょうせいという専門的なところに委託をさせていただいております。</p> <p>続きまして、2目の事務局費ですけれども、879万6,000円</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>の予算を組ませていただいております。</p> <p>まず、3節の職員手当300万円ということで、これは合併協議会の職員4名分の時間外の勤務手当でございます。それから、4節共済費ということで23万4,000円、協議会に臨時職員を1名配置をいたしております。その職員の社会保険料でございます。23万4,000円でございます。それから、7節賃金ということで210万5,000円、臨時職員の賃金でございます。9節旅費ということで15万円、普通旅費10万円、研修旅費5万円ということで15万円組ませていただいております。次に、11節需用費ということで、事務局で使用いたします消耗品、印刷製本、車両の燃料費、修繕費といったもので85万円の予算を組ませていただいております。次に、12節役務費34万円ということで、通信運搬費、会議の案内通知等を中心とした経費、また協議会で車両をリースいたしております。その車両の損害保険料4万円でございます。</p> <p>6ページの方に入りまして、14節使用料及び賃借料ということで201万6,000円、内訳につきましては、通行料及び駐車料、県への会議への出張等の通行料、そういったものの経費で10万円、事務局のコピー機のリース料ということで50万円、協議会の自動車ということでリースをいたしておりますものが61万2,000円、それから現在大河内の役場の2階の方を協議会の事務局ということで使用いたしております。したがって、そちらの方の使用料ということで80万4,000円組まさせていただきます。18節備品購入費につきましては、10万円予算を組まさせていただきます。23節償還金利子及び割引料につきましては、一時借入金をした場合の措置といたしまして、科目設定ということで置かせていただいております。</p> <p>次に、2款の事業費ですけれども、1目で調査啓発費ということで1,091万3,000円予算を組まさせていただきます。内訳は、9節の旅費ということで6万4,000円、これは各委員さんの視察に行かれたりとかそういう場合の研修旅費ということで6万4,000円、それから13節の委託料ということで1,084万9,000円、内訳といたしましては、新町のまちづくり計画、いわゆる新町建設計画というものですけれども、これに577万5,000円、業者につきましては、前回もご報告申し上げましたように、パシフィックコンサルタントという会社でございます。</p> <p>次に、例規・事務事業一元化の委託料ということで92万4,000</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>0円置かしていただいております。これは株式会社第一法規、こちらの方との委託経費でございます。住民啓発作成業務委託料ということで415万円組ましていただいております。中身はホームページ、それから合併協議会だよりの発行ということで、そういった業務委託してある経費でございます。</p> <p>3款といたしまして、予備費ということで13万8,000円組ましていただいております。</p> <p>トータル、平成16年度歳入歳出3,330万円の予算をもって執行していきたいというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま平成16年度の本会の予算案が説明が終わりました。</p> <p>なお、質疑のある方ありましたらどうぞ。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>質疑がないようでございますので、次に移らせていただきます。</p> <p>次に、報告第18号の第1回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告について、初めに委員長から報告をお願いいたします。</p>
立石委員	<p>立石委員長、お願いをいたします。</p> <p>大河内選出委員の立石でございます。去る4月14日に第1小委員会の第1回目の委員会が開催されましたところ、不肖私が委員長に選任され、副委員長には神崎町の中塚義之氏が選任されました。今後、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、第1回の委員会の会議の様様について簡単にご報告申し上げます。</p> <p>会議の内容は、まず正副委員長の選任から始まりまして、続いて小委員会の運営方針の提案が行われ、承認されたところでございます。</p> <p>続いて、本委員会に検討を付託されました新町の名称と庁舎位置についての2項目が検討項目として提案されました。いずれにおきましても、検討すべき基本的な事項の説明のみにとどめまして、提案資料に対し若干の質疑あるいは意見交換を行ったところでございます。当委員会に与えられましたこの2つの大きなテーマにつきましては、第2回目以降に本格的な検討、協議に入っていく予定でございます。</p> <p>その他今後のスケジュール等についての提案がございまして、確認を行ったところでございます。</p> <p>なお、当日提出されました資料につきましては、事務局からこの後説明をしていただきます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>浅田（事務局）</p>	<p>簡単ですが、以上で報告を終わります。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま概要が委員長から報告がありましたが、引き続きまして、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>浅田次長、お願いいたします。</p> <p>それでは、報告第18号についてご説明申し上げます。</p> <p>第1回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告について。</p> <p>第1回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催内容について報告する。平成16年4月28日報告。神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋というところでございます。皆様方の次第の方には、5ページの方に概要の主なものを掲載させていただいております。</p> <p>先ほど立石委員長の方からご報告がございましたように、第1回の委員会を去る4月14日水曜日にこちらの、神崎町のK-netの局舎の方で開催をさせていただきました。当日は、まずこの当委員会の委員長、副委員長の選出というところでございます。先ほど委員長の方からご報告がございましたので、省略をさせていただきたいと思っております。そして、2点目の議題ということで、小委員会の今後の運営方針、そして2点目、3点目の第1委員会に与えられました課題の内容、そして4点目の今後のスケジュールというふうなところについて提案説明をし、協議をさせていただきました。</p> <p>特に主な決定事項といたしましては、委員長、副委員長の選任、それから当委員会の今後の運営の方針とあわせまして、まず会議録の関係につきましては、署名委員はとらずに会議録は作成をしていくというところで決定をいたしております。これは、第2の新町建設計画の小委員会の方と同様に取り扱いをしております。そして、傍聴につきましても、第1委員会並びに協議会と同様の扱いをするというところで決まっております。</p> <p>それでは、お手元の方に資料2ということで右肩の方に別添の資料、たくさん本日はお配りしておりますけれども、資料2というところを見ていただきたいと思います。</p> <p>合併協定項目が25ある中で、基本的な事項、合併の期日、方式、そして名称、庁舎の位置、この基本的な重要な4項目、そしてプラス財産の取り扱いという合併をする際の一番重要な協議項目でございます。それをその中の名称と庁舎の位置等を含めた検討委員会の資料について、この資料を提出をさせていただきました。</p> <p>まず、新町の名称につきましては、おめくりいただきまして1ペー</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ジの方に第2回目以降協議をいただくというところで、こういう形で他の参考事例をつけましてご説明をさせていただきました。</p> <p>まず、名称選定の根拠というふうなところで、合併をするならば、現在の神崎町・大河内町という名称がそれぞれ廃止をされまして、新しい名称になるというところを法律で決まっていますよということをご説明申し上げました。そして、検討課題ということで、次回から検討してまいるんですけども、そこに掲げております名称を決める場合の5つの項目、地域が地理的にイメージできる名称、地域の特徴をあらわす名称、地域の歴史文化にちなんだ名称、次期合併を想定した名称、その他新町としてふさわしい名称、こういったものを1つの選定基準としてご検討いただければどうかということで、これにつきましても、あくまでも私どもが、事務局が他の合併協の事例等を踏まえながらご提案をさせていただいた内容でございます。ですから、このあたりにつきましても、今後議論をいただき選定基準等もいろいろこれにつけ加えられるということも出てまいろうかと思えます。</p> <p>そして2点目に、選定方法というところでございます。よく選定方法につきましては、皆様方もご存じのように、現在は一般公募というやり方が多くとられておると。その他、B案、C案というふうな形での検討もされるみたいですけども、通常は一般公募をして決定していくという方式がとられておる状況でございます。このあたりにつきましても、次回から検討をいただきます。特に一般公募をする場合、神崎、大河内の住民を対象にするのか、それとも広く広範囲の中から募集をするのか、そういったことも検討をしていってもらう予定にいたしております。</p> <p>それから3点目に、一番大きな問題といたしまして、よく紛糾をいたします現行の町名の取り扱いというところでございます。これは2つしかございません。現在の神崎、大河内という名前を入れるのかどうか、全く入れないという状況にするのか、この2つしかございませんで、こちらの方も今後検討をいただくというところでございます。こういった1つの名称を決めていく際の根拠、選定基準、そういった方法論、そういったものも含めて次回の委員会から検討いただくということで提案をさせていただきました。</p> <p>なお、2ページ以降につきましては、参考資料といたしまして、名称をつける段階におきましても、国からのいろんな留意事項とかございます。</p> <p>また、3ページの方では県内の4つの既に合併をされた篠山市、ま</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>た養父市、それからこれから合併をされます北但、朝来、このあたりの協議会の名称に係りますいろんな取り扱い、こういったものを参考にしながら今後は検討してまいるといふところでございます。</p> <p>4ページ以降につきましては、より具体的な募集要領ということで、6ページ、7ページまで但馬の浜坂、温泉町2町の合併協議会をされておりますところの名称募集ということで、参考までにつけさせていただいております。今からこういった形で名称の関係につきましても検討してまいるといふところで、前回の委員会でご報告をさせていただいたところでございます。</p> <p>続きまして、同じ資料の8ページ以降ですね、新町のいわゆる事務所、「庁舎の位置について」という表題にいたしておりますところでございます。これにつきましても、事務所、庁舎の位置の選定の根拠というものがまずございます。先ほどの名称と同じく神崎町の役場、現在神崎町中村119番地の1、大河内町の役場につきましては、大河内町寺前64番地というものがそれぞれ両町の条例、いわゆるその町の憲法みたいなものですが、それできちっと定められております。それが合併をいたしますと、なくなって新しい名称になり、新しい所在地になるというところで、これも法律できちっと決まっておりますので、新町の庁舎の位置、そういったまた名称を合併までに決定しておく必要がありますといふところでご説明をいたしました。</p> <p>そして2点目に、庁舎の位置の選定基準ということで、そこに上げてありますような4つの項目、これらを1つの選定基準というふうなもので上げさせていただいております。</p> <p>そして3点目に、検討課題といふところで、まず1点目に庁舎の方式、機能といふところで3つ、まず が本庁方式、本庁舎に行政機能を集約し残りの庁舎は支所業務とする。こういう形で本庁方式をとるのか、2点目に分庁方式といふことで、本庁舎に役場の大半の機能を集約して、残りの庁舎はその中の特定の業務を行う分庁方式、こういったものにするのか、それから3点目に総合支所方式といふことで、管理部門や事務的な部門のみを1カ所に集中して、それ以外は現在の2町の庁舎にそのまま残すといふふうなやり方、こういう方式についてもこういう検討課題といひますか、ありますよといふところでご説明をさせていただきました。</p> <p>そして2点目に、庁舎施設についての方向といふことで、既存施設の利用、1点目が現状のまま利用もしくは増改築による利用、そして全く新しく建てる新設といふところでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>こういった説明をさせていただきながら、9ページの方では分庁方式の考え方(案)という形で上げさせていただきました。現在の大河内町庁舎を本庁舎とし、大部分の行政機能を集約するということでございます。管理的な業務を大河内町に置き、そのうちの特定業務については分庁舎とし神崎町に新設する。その特定業務とは、現在皆様方が今いらっしゃる情報ネットワークの基盤であるケーブルテレビの局舎、それから分庁舎ということで、保健衛生、福祉、そういったものの総合的な保健・医療・福祉の入ったもの、そして住民票とか通常の出納事務、そういったものができる分庁舎での機能ということで考え方を案として上げさせていただきました。</p> <p>そして、分庁舎の役割と機能ということで、両町の保健・福祉の機能を集約してここを拠点とし出前サービス等を行うと。また、地域協議会を置くことを想定とした機能も持ち合わせるところでございます。その位置につきましては、神崎町粟賀町630番地、当ケーブルネットワーク局舎の東町有地9,705平米の面積を持つところでございます。内容につきましては、情報機能、バリアフリー等を考慮し、構造はRCの平家建てというところでございます。こういったことも1つの方式の案としてお出しをいたしました。</p> <p>そして、10ページ以降ですね、神崎町の案という形で分庁舎の位置の考え方、それから役割と機能、そういったものをお手元に配付しておりますような形で、神崎町案として新町名称・庁舎等位置の小委員会の方に提案をさせていただきました。これらにつきましては、実際4月2日並びに9日に両町長の会議を行っていただきまして、このあたりの関係についていろいろ議論を重ねていただいたわけですが、まだまだその中身についての議論等についてははっきりしない部分が出ておりますので、そういった部分を今後は新町名称並びに庁舎等の小委員会の中で検討してまいるというところでございます。ですから、このあたりは現段階でははっきり決まっておりませんし、本日は14日に提出をいたしました資料をコピーをしてつけさせていただいておりますので、今後どういう形になるかわかりませんが、こういう形で今後は協議を進めてまいるという形にいたしております。</p> <p>参考までに、14ページの方では現在の神崎町・大河内町の現庁舎の概要について記載をさせていただいております。神崎町の庁舎は、昭和35年に竣工いたしておりますし、築44年たっております。一部44年に増築をされております。大河内は、平成7年1月12日に竣工いたしております。規模の内容等につきましては、そこに掲載を</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>上野（副会長）</p>	<p>させていただいております。</p> <p>そして、15ページの方には、少し印刷が悪くて申しわけございませんが、両町の人員配置の状況ということで、神崎町・大河内の職員数を記載をさせていただいております。事務職、技能労務職、嘱託、臨時、すべて両町の役場にかかわる職員を掲載をさせていただいております。右下の方で合計を書かせていただいておりますけれども、267名の方が両町の中で業務に携わっておられるというところでございます。</p> <p>それから、16ページには先ほど言いました方式の3つの概要、メリット、デメリット、これに必ずしも合致するとは限りませんが、通常こういう本庁方式、分庁方式、総合支所方式をとる場合にはメリット、デメリットはこういったものがございますよという参考でございます。</p> <p>そして、一番最後の17ページには、先進事例ということで全国の方式のサンプルを入れさせていただいております。特に下から3つ、今からのところですが、朝来、それからこの4月に合併いたしました養父、そして来年の豊岡を中心とした北但、こういったところの本庁、支所の業務内容というところを参考につけさせていただいております。こういったものを前回4月14日の委員会で資料として提案をさせていただきました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。ただいま第1回の新町名称・庁舎等検討小委員会の提出資料等についての報告がございました。</p> <p>なお、この内容等については、説明の中でもありましたように、今後に継ぎまして、小委員会の中で検討をされる案ということでございますので、決定事項ではございませんので、一応報告にとどめていただきたいと思います。</p> <p>ここで約10分間ほど休憩をいたします。</p> <p>再開を14時35分といたします。</p> <p>ちょっと副会長の上野町長から発言を求めていますので、上野町長より発言をどうぞ。</p> <p>済みません。非常にシビアな問題ですので、少しだけ事務局の説明がありましたところの補足をいたします。</p> <p>4月9日に、先ほども事務局が申しましたように、町長、助役、議長、教育長、総務課長、そして合併協議会の事務局、これだけで事前の打ち合わせをいたしました。その中で、ここに出ているように、分</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>庁方式の考え方（案）というものが出まして、その10ページの神崎町案というのはそのときにはありませんでした。それで、そのときに私も、あるいは小寺議長も申したんですが、この分庁方式の考え方、こういう形についてまだまだ機能的な部分がわかりにくいんでということも含めて、このまま出してもらうことについては非常に問題があるというふうに言って、しかし時間のない中での議論ですので、議論を進めるということで、神崎町案として出していただくんやったら結構ですよということで私どもは言っとったんです。ところが、小委員会のときに分庁方式案というのとその10ページの神崎町案、こういうふうな形に出まして、小委員会でも少しそこで提案だけやったんですが、議論まで少しの間入りまして、中身の議論に少しなったところですよ。それだけ少し補足をいたしておきます。</p> <p>どうもありがとうございました。そのとおりでございまして、私も9日の日に出席をさせていただいた中での発言ですので、これはあくまでも案ということですので、小委員会でもまだ決定したことでも何にもありませんし、今後について小委員会で議論をされるということでございますので、何かそれにご意見ありますか。</p> <p>それでは岩本委員、どうぞ。</p>
岩本委員	<p>これはあくまで案ということになっておりますわね。神崎町案。今も上野町長が言われたように、内輪の中の話やったということをお聞きしたようなことなんです。で、分庁舎建設される位置そのものについて、私はいんじゃないかと思えますけれども、中身についてですね、やはり大河内町は大河内町としてのやっぱり案も必要じゃないかなというふうに思うわけなんです。こういうふうにして一方的に神崎町案として出されるということ自体がね、私はおかしいんじゃないかなというふうに思うわけなんです。</p> <p>以上です。</p>
浅田（事務局）	<p>先ほど岩本委員さんの方からご質問がございました部分につきましても、実は4月2日、9日ということで両町長以下の幹部に集まっていたき、事前の内容協議を行っていただきました。そのときにも同様のお話でございまして、神崎町案があるならば大河内町案はどうなんだという声も一部あったんですけれども、そういったところまでは実際のところできていなくて、今後の大きな課題ということで、小委員会の中でもその辺、先ほどお話があった部分を十分踏まえながら検討してまいりたいというふうに思っております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>どうも議長の進行が非常に不手際で申しわけございません。事務局からも説明がありましたように、これにつきましては、小委員会の報告ということでございまして、初めにも言われました。委員長が言われましたように、1つの流れの中での神崎町案ということでございます。また、上野町長が言われましたように、時間のない中での提案ということでありまして、これにつきましては、今後当然小委員会の中で議論を今後精力的に続けていくということでひとつよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、これで休憩を取りたいと思います。再開は2時40分といたします。</p> <p>午後2時28分 休憩 午後2時42分 再開</p>
小寺（議長）	<p>それでは、再開をいたします。</p> <p>続きまして、報告第19号の第2回新町建設計画小委員会の開催状況について委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>日和副委員長さん、お願いいたします。</p>
日和委員	<p>失礼いたします。新町建設計画小委員会の副委員長を仰せつかりました日和と申します。第2回小委員会におきましては、井上委員長様にご欠席ということでございましたので、私の方からご報告をさせていただきます。</p> <p>第2回新町建設計画小委員会、去る4月16日の金曜日午後7時から当神崎町ケーブルネットワーク局舎にて行われました。会議の内容につきましては、今後策定いたします新町建設計画の前段の部分であります両町の現状についての報告とこれに対しますご意見を聴取いたしました。また、次回につきましては、民生福祉、産業建設、総務文教、この3分科会ごとにワークショップ方式によって地域の抱える課題、あるいは要因、改善策等について、委員の皆様事前に配付いたしました用紙にご記入の上、次回の分科会におきましてグループ討議をするということとなっております。</p> <p>なお、詳細につきましては、事務局からの説明をお願いしたいと思います。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、報告第19号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>皆様方の資料の方では、別添の資料3という第2回新町建設計画小委員会資料ということで、4月16日金曜日開催という表紙の資料でございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>まず、新町建設計画、両町が合併した際の新しいまちづくりにおけるビジョンなんですけれども、1枚めくっていただきまして、全体の流れのスタイルといたしますか、目次の欄を見ていただきたいと思います。</p> <p>まず、前置きがございまして、計画策定の方針というものがございます。そして、先ほど副委員長がご報告を申し上げました前回の委員会の中で説明いたしました新町の現状、いわゆる両町の現状ですけれども、そこにございます位置、面積を初め新町の沿革、人口、世帯、地勢、自然環境、産業の状況、医療・福祉、生活基盤、教育・文化、行財政運営、こういった両町のそれぞれの状況を2ページ以降にまとめ上げまして、新町の現状という形でご報告をさせていただいております。</p> <p>そして、この資料にはございませんけれども、大きな項目といたしまして、2つ目に合併の必要性、そして3点目に新町建設の基本方針、この中にはまちづくりの将来像、新町の都市構造、主要指標の見通し、まちづくりの基本目標といった柱を持ちながら計画をつくっていくというところがございます。そして4点目に、新町における主要施策、施策の体系と主要施策の内容といったものを盛り込んでいくというところがございます。そして5点目に、公共的施設の統合整備というものを入れまして、最後に6点目にこれらの新町建設計画に係ります財政計画、これを盛り込んでまいります。その中身といたしましては、ご存じのように厳しい財政状況の中でいろんな条件をつけながら入ってくるもの、また出ていくものの歳入歳出を作っていくというところがございます。</p> <p>資料1枚めくっていただきまして、この計画策定の主な方針というところを見ていただければと思います。</p> <p>まず、(1)では計画の趣旨というところがございます。神崎・大河内の合併後の新町を建設していくための基本的な方針を定め、これに基づいて策定されるものであり、この計画を実現することにより、2町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新町全体の均衡ある発展を図ろうとするものでございます。</p> <p>なお、新町の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、本計画に基づき新町において作成する基本構想、基本計画、実施計画等にゆだねるものといたしますというところがございます。</p> <p>(2)で計画の構成なんですけれども、本計画は新町を建設していくための基本方針とそれを実現するための主要事業、公共的施設の整</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>備と適正配置及び財政計画を中心といたしまして構成をいたします。</p> <p>そして、(3)で計画の期間ですけれども、本計画における主要事業、公共的施設の整備と適正配置及び財政計画は、新町合併後おおむね15年程度の期間について定めるものといたします。</p> <p>そして、(4)でその他ということで、新町の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとするというところでございます。公共的施設の整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次実施していくものといたします。そして最後に、財政計画については、地方交付税、国や県からの補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新町において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定をいたしますという、この4つの策定方針をもちまして、これから新町の建設計画の策定に当たってまいるというところでございます。</p> <p>その中身につきましては、こちらの建設計画小委員会の方でこれからやってまいるわけですけれども、こちらの方は他の合併協議会と違いまして、まず当協議会は住民アンケートを実施をいたしません。そのかわりと言ってはなんですけれども、両町長が特別に委嘱をさせていただきました12名の委員さん、それと協議会の委員さん16名の28名の委員さんを3つの分科会に分かれていただきまして、3つの分科会の中でワークショップを今後展開していただくという方針をとっております。</p> <p>そして、現状につきましては、また時間がございましたらお目通しをいただければと思っておりますけれども、資料の22ページ、23ページでございます両町の総合計画、振興計画、これらが平成13年3月にできておりまして、10年計画で作られております。これらも十分見据えながら、新町の建設計画にも反映をさせていきたいというふうに考えておるわけですけれども、それぞれ持っております総合的な計画におきまして、やはりとらまえ方、考え方、そういったものがやはり違う部分がございますので、そういったものも十分配慮しながらやってまいるというところでございます。</p> <p>そして、24ページ以降は、そういったものをどういうふうに今後やっていくんだという方針でございます。</p> <p>まず、大きな柱といたしまして3つの分科会、産業建設の分科会ということで、1点目の自然環境と産業振興に係る課題点、これらについて産業建設分科会でこれから検討いただきます。そして、保健・健</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>康・福祉と生活基盤に係る課題につきましては、民生福祉の分科会。めくっていただきまして、教育文化と行財政運営、住民参画に係る課題につきましては、総務文教の分科会。この大きなテーマに基づきまして、今後詳細を詰めていっていただくという方針を持っております。</p> <p>なお、前回の建設計画の委員さんの中からも声が出たんですけれども、この項目で決まっておるのかという声もございました。いや、そうではないですよ。これは1つのたたき台といたしまして、これらを1つのたたき台で今後中身について、また柱につきましても検討をいただきたいということを申し上げております。</p> <p>そして、この当委員会は5月14日に第3回目の小委員会を開催をしていただきまして、より具体的にワークショップ方式という形で分科会に分かれて作業を進めてまいるというところでございます。</p> <p>以上が前回の第2回の主な新町建設計画の小委員会の報告でございます。</p>
小寺（議長）	<p>ただいま第2回の新町建設計画小委員会の開催報告について報告がございました。</p> <p>何かご質問、ご意見がございましたらどうぞ。</p> <p>浅田次長、どうぞ。</p>
浅田（事務局）	<p>済みません。ちょっと漏らしておりました。皆様方の資料の、資料ではございません、会議次第の7ページの方にまとめております方なんですけれども、この新町建設計画ですけれども、県協議とかそういった国への提出、そういったいろんな時間を要するものがございまして、相当な時間を詰めてやらなければいけないという実態がまず1点ございます。そういった意味で、上野町長が申しあげました昨日新しい法律が一応衆議院を通過をしたということで、今後6月に参議院というような形で新しい法律が正式に通るという見込みになるかと思っておりますけれども、こういったものも含めながら合併の期日という問題もあるんですけれども、基本的にこちらの新町建設計画につきましては、16年9月いっぱいを目途に完成を見ております。そして、両町への住民説明というものが当然入ってまいろうかと思っております。こちらの方につきましても、今後大きな検討課題として残ってございます。この点、報告漏れておりました。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお受けをいたしたいと思っております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>浅田（事務局）</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見がないようですので、次に移りたいと思います。</p> <p>次に、報告第20号の平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>浅田次長、お願いいたします。</p> <p>それでは、報告第20号についてご説明申し上げます。</p> <p>平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）について。</p> <p>平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）について報告する。平成16年4月28日報告。神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>皆様方の方には、資料の4という形で別添でお配りをさせていただいております。実は、これは後ほど協議第11号で検討いただきます前回3月20日にご説明をさせていただきましたいわゆる電算、コンピューターの関係ですね、この関係と関連がございまして、それらに係る経費を若干補正という形で上げさせていただいております。</p> <p>実は、電算関係につきましては、後ほどご説明申し上げますけれども、両町が合併した場合にたくさんの経費を要します。そういった中で、当協議会の電算部会という両町の課長さんを中心とした専門的な部会を設けておりますけれども、その中で新町になった場合のいわゆるコンピューターの関係ですね、これを電算と申しておりますけれども、このコンピューター関係をどうするんだという大きな課題に直面いたしました。他の部会よりも先行して2月の第1回の協議会以後精力的に進めてもらってございました。そういった中で、他の協議会を見ても、やはりこの電算というものに係る時間的な問題、また経費的な問題が相当大きなウエートを占めております。そういった中で、この神崎・大河内につきましても、やはり職員だけではどうしても難しいという部分がございます。そういった中で、第三者的にそういう基本計画といいますか、両町合併した際の新しい電算を導入する際のコンサルティングをお願いしようということが両町で合意を見ました。そういった中で、やはりコンサルへの業務委託という経費が若干発生をいたします。そういった中で、先ほどご報告し承認をいただいております平成16年度の予算の中には組み入れる時間的な余裕がございませんでした。したがって、補正という形で上げさせてい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ただいております。ご了承をいただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ329万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,722万8,000円と定める。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成16年4月6日専決ということで、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋ということでございます。</p> <p>これにつきましても、専決という言葉を使わせていただいております。やはり前倒しでこの電算関係については相当な時間的な問題もございまして、早くしなければいけないということで、予算的な問題も含めてあるんで、専決というような形をとらせていただいております。</p> <p>まず、資料の3ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>392万8,000円の補正額の内訳ですけれども、両町からの分担金ということで250万円、それと平成15年度分の繰越金、これを財源として142万8,000円見込んでおります。合わせまして、歳入合計3,330万円の補正前予算額に対しまして、392万8,000円補正をいたしまして、3,722万8,000円という歳入合計でございます。</p> <p>歳出の方ですけれども、事業費で399万円の増額をいたしております。しかし、予備費の方で若干、少しでも経費ということで、6万2,000円を減額させていただきまして、歳入歳出392万8,000円の補正額にさせていただきます。</p> <p>続きまして、4ページの歳入ですけれども、1款分担金及び負担金ということで、1目負担金、補正前予算額が3,329万6,000円、補正額が250万円、補正後予算額3,579万6,000円ということで、この250万円につきましては、両町から125万円ずつのご負担をいただくということで上げさせていただきます。</p> <p>そして、2款の繰越金ということで、平成15年度分の繰越金、補正前が2,000円という形で上げておりましたけれども、決算見込みで142万8,000円上げさせていただきます。</p> <p>これらを財源といたしまして、5ページの方で歳出、2款の事業費、1目調査啓発費で399万円の増額補正をさせていただきます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ます。13節委託料で電算システムに係ります統合調査、そして基本計画の策定業務の委託料ということで上げさせていただいております。</p> <p>そして、3款の予備費で若干調整をさせていただいておりますのでございます。</p> <p>この電算システムの統合調査並びに基本計画の策定をします業者につきましては、現在神崎町が富士通さんを使われております。そして、大河内町がNECということで、全くコンピューターの機種が違っております。ですから、それらに関係のないコンサル業者を数社選定をいたしまして、プロポーザルを開催をいたしました。その中で、横文字になるんですけども、CDCソリューションズという会社に両町のこの電算の関係についてのコンサルティングをお願いをしておりますというところでございます。それらに係る補正予算というところでございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。ただいま説明のありました平成16年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出補正予算（第1号）につきましては、この4月6日に会長が専決処分されております。</p> <p>これにつきまして、ご意見、ご質問がありましたら受けたいと思います。どうぞ。</p> <p>ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご質問等がないようでございますので、以上で5件の報告事項を終わりたいと思います。</p> <p>続きまして、協議事項に入らせていただきます。</p> <p>それでは、協議第11号電算システムの取り扱いにつきまして、事務局、説明をお願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、会議次第9ページ、協議第11号電算システムの取り扱いについて。</p> <p>電算システムの取り扱いについて提出する。平成16年4月28日提出。神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋ということで、電算システムにつきましては、両町における機種及び機能が全く違うために、合併に伴います電算システムの新規の構築を図る必要がございます。既に皆様方にもご説明いたしております合併協定項目の24-15電算システム事業といったところがあるかと思います。こちらの方が大変時間的な問題もございまして、早期に着手をいたしておると</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ころでございます、後ほどご説明申し上げます中身でよければひとつご協議をいただきたいというふうに思います。</p> <p>先ほど申し上げましたように、まずこの電算、いわゆるコンピューターなんですけれども、今の時代いろんな分野においていわゆるコンピューターがなければなかなか難しいという時代でございます。したがって、そういう中で大河内町では昭和62年度からNECさん、神崎町さんでは平成2年度から富士通という全く異なる会社でいろんな住民票、また財務会計、そういったものを導入をされております。しかしながら、今後は新しい町になりますと、これらを一本化する必要がございますので、先ほどご報告をさせていただきました電算についてのいろんな経費の問題、また機種選定、そういったものも含めてコンサルティングをお願いをいたしておりますけれども、そちらの方と専門部会が十分な協議をしながら今後早期に新町の構築を図っていくというところでございます。</p> <p>具体的な調整方針等につきましては、資料5という別添の資料をつけさせていただいておりますけれども、ここにも記載をさせていただいておりますように、2町の事務事業におきましては、電算システムによる業務処理は今や必要不可欠な現状でございます。そして、合併後の住民票、印鑑登録証明書、こういったいわゆる通常の窓口業務、それから自治体のいわゆる役場の基幹収入である税金の賦課、徴収、こういった業務などのスムーズな移行、そして住民サービスやいろんな事務処理能力の低下を招かないよう配慮、対応するとともに、類似または同様のシステムを統合することにより運用経費の削減を図るものとしたしたいというところでございます。</p> <p>具体的な調整方法といたしまして、住民サービスに直結している住民記録、印鑑登録、税などのシステム、これらを住民情報系と申しておりますけれども、現在両町が稼働しているシステムといたしますか、それが現在更新時期を迎えようとしております。いわゆる今の時代に即した将来のいわゆるITという言葉をよくお聞きになると思いますけれども、IT行政に対応し得る新システムを構築することにより、合併時に本格稼働するよう調整を行うものでございます。3点目には、公共施設間的高速ネットワークを構築し業務の効率化を図るものとしたします。そして4点目には、いわゆるプライバシーの関係も十分踏まえながら情報セキュリティーには万全の対策を講じながら進めてまいりたいというところでございます。</p> <p>これら電算に係ります部分につきましては、後ほど大まかな金額明</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>示をさせていただきたいと思っておりますけれども、合併をする際には国や県からのさまざまな支援がございますので、2ページの方に国の支援、特別交付税の措置、また合併前の財政の措置、そしてまちづくりのための援助措置といったものがございます。これは何も電算だけには限りません。他の事業についてもこういったものがございます。そして、県の方からも合併支援ということで、自治振興事業の補助事業といった財政措置があるというところでございます。</p> <p>3ページの方は、現在両町で動かしております主な住民情報系、またそれぞれの役場の内部の関係、そして外部との関係、こういったものが入っております、ほぼ両町とも同じものが入っておりますけれども、一部大河内の方が2カ所ほど導入をされてないという部分が現状としてございます。</p> <p>次に、4ページの方ですけれども、先ほど言いましたように、両町ともこのコンピューター関係についてのシステムが更新をする時期を迎えております。神崎町は既に住民情報系をオフコンといたしまして、横文字を使っておりますけれども、オフィスコンピューターという大型のものからCSシステムという、下にクライアントサーバーというふうな大変難しい横文字を書いておりますけれども、こういったいろんな多面的に使えるシステムといたしますが、昔のコンピューターでしたら大型の1つの機械を導入いたしまして、それが一番基幹といたしますが、もとになって、そこから流れてくるものしかできなかったということから、現在はインターネットまたいろんなもので多方向に使えるというふうな便利なものになっておりますので、そういったものへ神崎町はもう更新をされております。大河内につきましては、住民情報ですね、住民票とかそういったもの、それと財務会計システムをオフコンからいわゆるCSシステムへ更新をするというふうなことで、時期が来ておまして、この両町が単独でいく場合はこういった形で経費が発生をしております。神崎町の場合で7,500万円、恐らくこれ以降にプラスアルファはあると思っておりますけれども、既に更新時期を過ぎているため、毎年延長契約をする必要が発生をいたしております。大河内も平成18年8月にはこれらの更新をする時期が来ておまして、大きなオフコンというものからいろんなものに使えるCSというものにかえますと、1億4,400万円ほど経費がかかってまいります。これらにいわゆるいろんなさまざまな情報のデータというものがございまして、それらを行きする経費もこの中には一応大河内の場合は含まれておるというところでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>現在、国の流れがこういういわゆるオフィスコンピューターといったものからこういったものに本当に日進月歩発展しておりますので、こういうオフィスコンピューターの時代から本当に進化しておるといところでございます。</p> <p>それから、下の方に、仮にじゃあ2町が合併をした場合の、これも本当に概算の案ですけれども、想定ということで作らしていただきました。人口1万5,000人から2万人という想定をいたしまして、住民情報というシステム、それから内部情報というシステムを例1、例2という形で作らせていただいております。例1が人口2万人ぐらい、例2が人口3万5,000人程度のもので作らしていただきますと、価格の範囲ですけれども、約1億8,000万円から2億2,000万円、人口2万人程度で必要になってまいります。当然そのデータというものを移しかえます費用などは含まれませんので、これ以外のプラスアルファが出てまいるといところでございます。そして、役場内部のいろんな情報関係につきましても、2町の場合で約1億円程度は発生をしております。そして、両町が仮に戸籍をこういう電算化にいたしますと、どれぐらいかかるのかという問題なんですけれども、右側の方に書いておりますように、5,700万円から7,000万円程度必要になってまいります。そして、そのデータを移行するのにもやはり6,700万円程度必要になってまいります。</p> <p>それとあわせて、神崎町の役場と大河内町の役場、神崎町は光ファイバーでつながっておるんですけれども、それら大河内町とつなげる際には線の整備が必要になってまいります。これが大体1キロ約500万円というふうに言われておまして、神崎町、約2キロほどのところまで来ておまして、1,000万円ほどかかるという想定で試算をしてみますと、いろんな組み合わせがあるんですけれども、全体の概算予算といたしましては、5億2,000万円から6億1,000万円、プラスアルファそういった光の整備費とかそういったものが出てまいります。こういう形で、概算で出しましても、約5億円から6億円というふうなオーダーになりますので、かなりの経費を要するといところでございます。</p> <p>以上で、この電算システムにつきましての説明を終わらせていただきます。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ただいまの電算システムの取り扱い等についてご質問、ご意見がご</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ございましたらお受けをいたしたいと思います。</p> <p>ご質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見がないようですので、特にこの電算システムにつきましては、この2に載っております具体的な調整方針によりまして、今後取り扱っていきたいというように考えて提案をされております。</p> <p>皆さんにお諮りをいたします。</p> <p>具体的な調整方針にのっとして今後やっていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご異議ないものと認めまして、それでは電算システムにつきましては、この資料5に提案をされておられます具体的な調整方針にのっとして今後進めていっていただきたいと思います。</p> <p>これで本日の議題に上げておりました報告事項、協議事項につきましては終了をさせていただきます。</p> <p>その他としまして、事務局、ご説明をお願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、先ほどご承認をいただきました電算につきましても、かなりの時間とそれからかなりの莫大な経費を要しますので、できるだけ中間的な部分では報告を随時してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、その他ということで、まず1点目に当初の申し合わせ事項でございます第5回目の協議会の開催につきまして、平成16年5月、ちょっと日を空白にいたしております。場所は、大河内町の保健福祉センターというところまでは決めておるんですけども、実は前回にも申し上げましたように、両町のいわゆる事務事業、これらの両町の職員によります打ち合わせが連休明けからいよいよ本格的に千五百数十項目やられます。そして、ちょうどその間といいますか、はざまになっておりまして、協議事項に提案として上げてまいります諸問題がなかなか幹事会の方との調整ができておりませんので、できるだけ申し合わせの日は遵守をいたしながら日程調整をしてご連絡を差し上げたいというふうに思っております。連休明けの5月9日に本来は日程を入れておりましたけれども、その5月9日はちょっと開催ができないという状況がまず1点ございます。</p> <p>それから、5月の日曜日につきましては、ずっと16日は大河内がグリーンカーニバル、23日は神崎町の消防操法大会というふうな形で、これから日曜日につきましては、両町にいろんなイベントまた大</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>きな行事が入っておりまして、当初の申し合わせどおりになかなかいかない部分がございますので、その辺も十分今後幹事会等を中心に日程調整をしていただきたいというふうに考えております。</p> <p>そして、5月にもう一度26日を予定をしております、広報にも日を入れてしまっておったんですけれども、この5月26日が神崎町足立町長が兵庫県の簡易水道協会の会長職をされておられて、その日はどうしても出席をして議事進行をしなければいけないというところでございます、本日は日にちを空白にいたしております。これにつきましては、会長、副会長、また正副幹事長を中心にまた日程を調整をさせていただきたいというふうに思いますので、協議事項の進捗とあわせて日程を調整してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それから2点目に、第3回の新町の建設計画の小委員会ですけれども、いよいよ新町建設計画の具体的な作業に入っております。5月14日金曜日ですけれども、お昼1時半から大河内の保健福祉センターの方で開催をする予定でございます。</p> <p>それから3点目に、第2回の新町名称・庁舎等検討小委員会の開催、こちらの方も次回からは委員さんの協議ということで始めてまいりたいと思います。日時につきましては、5月18日火曜日なんですけれども、お昼1時半から、これも大河内の保健福祉センターの方で開催をさせていただきます。</p> <p>以上が主な会議の今後の進め方、また小委員会の開催日程でございます。</p> <p>それから、1枚もので、3月20日に委員さんの方からご質問等が出ました疑問点のおさらいということで、2つつけさせていただいております。</p> <p>まず、質問の1点目が合併特例法の改正があり合併を急ぐ必要はないのではといった声がありますが、どうなのでしょうかと質問でございます。前回にも少しグラフでご説明をしたと思いますけれども、昨日衆議院を通過し、恐らくこの6月16日に参議院を通過するであろうという見込みなんですけれども、新法の法律が6月ぐらいに制定をされるだろうというところなんですけれども、現行法は17年3月31日までに合併をいたしませんと、合併特例債の適用は受けられません。しかし、そのあたりを今回の法律の中では1年間延ばしましょうということでございます。したがって、下から3行ほど記載をさせていただいております。つまり、合併特例債の適用期間が実</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>質1年延びたと解釈するのが妥当だと思われます。私どもの協議会と他の協議会でも、この新法が通過するであろうという見込みで合併協議を進められておるところもございます。したがって、現行法では17年3月いっぱいまでに合併を完成をさせておかなければいけないんですけども、この6月で通ります法律では、18年3月いっぱいまでに合併をしたらいいですよ。いわゆる特例債というものが受けられますよという、いわゆる実質1年間の延長ですよというところでございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それから、大変難しいんですけども、合併しても10年間は合併前の地方交付税を保障するというふうに私どもも申してまいりました。もし平成17年11月1日、これは想定ということで、合併したら保障してもらえる額の基準年度は平成16年度のものになるのでしょうかという質問なんですけれども、裏の方をめぐっていただきまして、交付税の問題は本当に各委員さん方には、私ども職員でも財政というものを経験した者でなければ本当に難しい仕組みになっております。</p> <p>したがって、単純に申し上げますけれども、まず交付税には2つございます。普通交付税というものと特別交付税という2つのものがありまして、それを地方交付税というふうに呼んでおります。普通交付税は、全体の100のうちの94%、そして残りの6%が特別交付税というふうに分かれております。この特別交付税というものは、字のごとくそれぞれの自治体の特殊な事情、例えばその町に大きな台風とか、災害があったとか、大きな何か事故があったとか、そういったときにはこの特別な事情ということで交付をされるものでございます。一方、普通交付税といいますのは、その町々の4月1日現在の人口とか、学校の子供の数とか、道路の延長とか、いろんな1つの標準的な団体の数値があるわけなんです。それをもとにずっと計算をしていきます。そして、例えば大河内では1年間にこれぐらいのお金が必要ですよ。神崎町でも1年間これぐらい必要ですよ。それに対して入ってくるものが大河内の場合はダムという大きな償却資産がございます。一方、神崎町にはそういった特殊な大きく入ってくるものがございません。ですから、その辺に入ってくるものと出ていくものの計算をしまして、差し引きして、交付税という形で国からもらっております。</p> <p>そういった場合、合併をしますと、一気に五千数百人と八千数百人の町がそれぞれの町の台所事情で国の方からお金をもらっておったも</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>のが、合併をしてしまうと、やはり大きくなると効率というんですか、そういったものが高まりまして、出ていく方が少しずつ減ってくる計算になってくるんです。このあたりにもいろんな仕組みがございまして、なかなか一概に申されないんですけども、そういったもので一気に合併してそれを1つの町で計算をしてしまうと一気に減ってしまいますんで、それらをその下にございますように、10年間はそれぞれの町の計算したやつを使って出しましょうと。そして、それでも一気に減らさずに、5年間の段階的に0.9から0.7、0.5、0.3、0.1という形で段階的に落としながら、少しでも緩やかな形で落としましょうという形にしております。この辺を今回の合併特例法の中で、新法の中でもそうなんですけれども、ある程度きっちり見ましょうというふうに言われております。</p> <p>ただ、合併する前の年の総額がこれ毎年変わりますので、必ず前の年ですね、前年度の合わせた額を保障するものではないということだけひとつご理解をいただきたいと思います。毎年毎年交付税というものはいろんな国民の酒税とかといういわゆる5税の財源をもとに計算をしてまいりますので、そういったものが減れば、当然国の方は出していく方で、いろんなところで数値をいらって減らしてくるというふうなことがされますので、その辺が本当にこれから市町村では本当に厳しい財政事情といえますか、そういったところで苦しくなるというところでございます。</p> <p>したがって、この質問のあった趣旨に沿ってあるかどうかわかりませんが、10年間はある程度両町の前年度の額を必ず保障するものではなく、両町のいろんな出してきたもので10年間は見ましょうと。そして、5年間もある程度少しずつ段階的に減らしていきましようというところでございますので、今の法律でいけば10年プラス5年間がある程度の交付税というものを保障といえますか、しましようということでございますので、中身は大変複雑な仕組みになっておりますので、うまくご説明申し上げませんが、以上でございます。</p> <p>ただいま事務局の方からその他関係の説明がありました。</p> <p>説明等について何かお聞きになりたいことがございましたらお受けをいたしたいと思いますが。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	
小寺（議長）	<p>ご意見がないようですので、これで終わりたいと思いますが、最後に会長が途中からご出席をされておりますので、会長より最後のごあ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立（会長）	<p>いさつを受けたいと思います。</p> <p>それでは失礼をいたします。開会に遅れましたことをまずおわび申し上げます。今日は、平成16年の県の各郡代表者会議初会合がございまして、どうしても出なければならないということでございましたが、午前中でどうにか終わったということで駆けつけてまいったわけです。しかしながら、当初に遅れまして大変申しわけなかったと、このように思います。</p> <p>本日は、第4回の神崎町・大河内町合併協議会を開催をさせていただきました。皆さん方におかれましては、大変お忙しい中をお繰り合わせご出席をいただきまして、ただいまは報告あるいは協議事項等につきまして、議論を高めて、深めていただきまして、ありがとうございます。特に本日、顧問をお願いを申し上げます岡本局長様、そして前川県議員様には公私まことにご多用の中をお繰り合わせご出席をいただき、またご祝辞をちょうだいいたしました。また、岡本局長さんからは、力強いご支援のお話もちょうだいをいたしまして、大変心強く思っておりますでございます。</p> <p>本日、協議で提案をいたしました電算システムでございますけれども、非常に多くのお金を費やすということになりまして、私たちもいよいよ覚悟を決めなくてはならないというふうに考えます。</p> <p>新町建設委員会の第2回目で提案をされましたそれぞれの町の帰趨といいましょうか、概要の提出がございました。神崎・大河内につきましても、非常に生産基盤が弱小、弱いものでございまして、これはやはり合併することによりまして、確かにコストの削減は非常に重要でございますけれども、やはり活性化、生産基盤の活性化を何とか皆さん方の創意工夫で図らなくてはならない。これを合併のメリットにしなければならぬとたく信じるものでございます。これには多くの議論を得ながらどういった形が一番望ましいのか、今後小委員会あるいはまた本協議会におきまして、議論を深めていただきたい。そしてまた、この新町が発展的にすばらしい町が誕生するように、皆さん方とともに頑張ってもらわなくてはならないと、このように思う次第でございます。</p> <p>今、交付税の説明を申し上げますけれども、特別交付税は6%ということではございますけれども、この特別財政需要、特別財政需要というのはこれはまさに合併そのものが特別財政需要でございます。今やこの合併議論が、合併協議がなされないというところでは特別交付税は大きく削減といいましょうか、賦課されない状況下に</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>あるということは間違いのないところであろうと、このように考えるところでございます。いずれにいたしましても、皆さん方とともに議論を深めて新町の誕生に向けて、誕生するように努力してまいりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>以上、遅くなったんでございますけれども、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の会議をこれで閉会にいたしたいと思います。本日はどうもご苦労さんでございました。</p>